



株 主 各 位

証券コード 7162
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
アストマックス株式会社
代表取締役社長 本 多 弘 明

第11期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第11期 定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.astmax.co.jp>)

上記ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「株式情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月28日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋 Room 11
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

当日ご出席の株主様へのお土産は、株主の皆様の公平性への配慮から、第8期定時株主総会より中止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役4名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前掲の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「会社の体制及び方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた各種対応についても、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.astmax.co.jp>）にて掲載することによりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせとお願い

■当日は、事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。

■日ごろの健康状態にご留意いただき、特に高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、ご出席について十分にご検討ください。

■ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用を推奨いたします。

■受付・会場内の複数個所にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。

■なお、今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.astmax.co.jp>

以上、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

行使期限

2023年6月27日(火)
午後5時30分までに到着

行使期限

2023年6月27日(火)
午後5時30分までに行使

株主総会開催日時

2023年6月28日(水)
午後2時

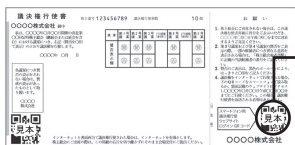
インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

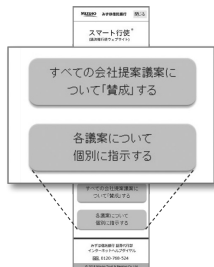
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

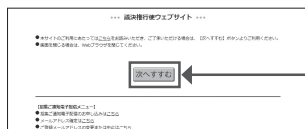
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

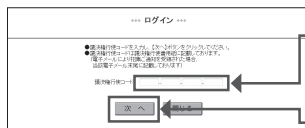
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

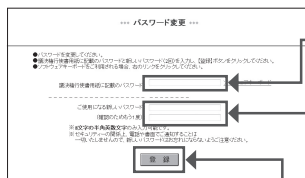
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役 4 名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役 4 名全員が任期満了となりますので、取締役 4 名（重任 4 名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	うじま ひであき 牛 嶋 英 揚 (1955年7月3日生)	1978年4月 住友商事株式会社入社 1992年5月 同社 非鉄金属部部长付 銅マーケティング課長 1993年4月 旧アストマックス株式会社入社 常務取締役 1994年11月 同社 代表取締役常務 1998年5月 同社 代表取締役専務 2001年5月 同社 代表取締役社長 2010年7月 同社 代表取締役会長 2012年10月 当社 代表取締役会長 アストマックス・トレーディング株式会社 (旧アストマックス株式会社) 代表取締役社長 2013年9月 アストマックス・エナジー株式会社 代表取締役社長 2015年6月 くまもとんソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長 (現任) 2015年11月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 代表取締役社長 2019年5月 アストマックスえびの地熱株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社 代表取締役会長執行役員 (現任)	665,609株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	ほんだ ひろあき 本多 弘明 (1956年10月4日生)	1979年4月 住友商事株式会社入社 財務部、英国駐在、為替資金部 1997年4月 同社 プロジェクトファイナンス部部長代理 2001年5月 ウエストドイツ・ランドスバンク東京支店 エグゼクティブディレクター 2003年2月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 2006年6月 旧アストマックス株式会社 常務取締役 2007年6月 同社 専務取締役 2008年6月 同社 代表取締役専務 2010年7月 同社 代表取締役社長 2012年10月 当社 代表取締役社長 アストマックス投資顧問株式会社 代表取締役社長 2012年12月 ITCインベストメント・パートナーズ株式会社(現PayPayアセットマネジメント株式会社) 社外取締役 2013年4月 アストマックス投信投資顧問株式会社(現PayPayアセットマネジメント株式会社) 代表取締役社長 2017年6月 当社 代表取締役社長 人事担当役員 2019年7月 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長 2020年6月 アストマックス投信投資顧問株式会社(現PayPayアセットマネジメント株式会社) 取締役会長 当社 代表取締役社長執行役員(現任) 2021年6月 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長兼社長	172,009株
3	はしもと まさじ 橋本 昌司 (1967年7月14日生)	2000年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 長谷川俊明法律事務所入所 2004年4月 三井安田法律事務所入所 2004年12月 リンクレーターズ法律事務所(現 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ) 入所 2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師 2007年1月 Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 入所 2007年12月 Linklaters LLP (ロンドン) 入所 2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所 2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業(現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業) 入所 2010年12月 同 パートナー(現任) 2011年8月 T L Cタウンシップ株式会社(現 東急不動産リート・マネジメント株式会社) コンプライアンス委員会 外部委員(現任) 2014年3月 GMOリサーチ株式会社 社外取締役(現任) 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2019年2月 株式会社坪田ラボ 社外取締役 2020年6月 大幸薬品株式会社 社外取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	みぞぶち ひろあき 溝 淵 寛 明 (1954年9月15日生)	1977年4月 住友商事株式会社入社 1996年11月 同社 サウジアラビア アルホバル事務所長 2002年9月 同社 エネルギー第二本部 エネルギー 事業部長 2004年7月 サミットエナジーホールディングス株式 会社 代表取締役社長 2007年4月 住友商事株式会社 理事 通信・環境・ 産業インフラ事業本部 副本部長 2010年4月 同社 執行役員 新事業推進本部長 2013年4月 同社 執行役員 九州沖縄ブロック長 住友商事九州株式会社 代表取締役社長 2017年1月 株式会社エナリス 執行役員 ビジネス 推進本部長 2020年6月 当社 社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本昌司氏及び溝淵寛明氏は社外取締役候補者であります。
3. 橋本昌司氏につきましては、弁護士として企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社固有の問題点のみならず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から当社の経営を監督いただいております。引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、社外取締役として選任するものであります。
4. 溝淵寛明氏につきましては、再生可能エネルギー分野等の当社事業に関わり合いの深い識見を有していることに加え、経営者としても豊富な経験を有しており、当社固有の問題点のみならず、幅広い視点から当社の経営を監督いただいております。引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、社外取締役として選任するものであります。
5. 橋本昌司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 溝淵寛明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は橋本昌司氏及び溝淵寛明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円または法令が定める額のいずれが高い額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
8. 橋本昌司氏及び溝淵寛明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、独立役員としての届出を継続いたします。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、総合エネルギー事業をコアとし、金融及び市場取引分野において創業以来培ってきたノウハウを活用し事業を展開しております。

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染第6波、第7波を経て、11月以降の第8波により感染者数が過去最高水準まで増加したものの、重症者の比率が低下したこともあり、経済社会活動の正常化は徐々に進んでおります。一方で、ウクライナ情勢の長期化などによるエネルギー価格を中心とする諸物価の上昇に対し、欧米のインフレ対策としての金利引き上げと内外金利差を背景に円相場では急激な円安傾向が続いておりましたが、2022年12月に日本銀行がイールドカーブコントロールにおける長期金利の上限に関し0.5%への引き上げを決定すると、一転して円は急騰する展開となりました。引き続き、為替・債券及び株式市場の変動に注視しなければならない状況にあると判断しております。

このような環境の中、当社は、2021年11月に策定した「中期ビジョン2025」において総合エネルギー事業会社への変革を加速させることを掲げ、戦略的投資と事業資産の入れ替え（選択と集中）を検討しておりました。その結果、当連結会計年度においては2社の株式譲渡を行いました。

一つめは、当社の持分法適用関連会社であったPayPayアセットマネジメント株式会社（以下、「PPAM社」という。）の当社保有全株式を2022年8月にアセットマネジメントOne株式会社（以下、「AM-One社」という。）に譲渡いたしました。譲渡先であるAM-One社は、PPAM社の更なる発展を目指す方針であり、本株式譲渡を行うことがPPAM社の今後の企業価値の更なる向上に資すると判断するとともに、本株式譲渡により得られる資本を総合エネルギー事業に直接かかる事業に投下することが当社グループの株主価値の向上に寄与すると判断いたしました。

アセット・マネジメント事業のセグメントについては、引き続きアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社（以下、「AFM社」という。）を中心としたベンチャーキャピタルファンド等の運用業務を行うことに加え、当社における他の総合エネルギー事業とのシナジー効果が期待される領域の事業展開等に重点を置く方針です。

二つめは、2022年12月27日付で、当社の子会社であった長万部アグリ株式会社（以下、「アグリ社」という。）の株式の譲渡であります。これは、前述のとおり「中期ビジョン2025」において、事業領域の選択と集中を行う旨を明らかにしたことで、アグリビジネス分野に関する注力度は、引き下げる方針としたため、そのような中で、当社がアグリ社の経営権を継続的に保有し、農場運営及びアグリ社の発展を目指すことは難しいとの判断によります。譲渡先は、北海道を拠点として、新千歳空港における店舗運営を含めた道産品の販売チャンネルを有し、グループ内で農産物の生産も行う等、農業事業の拡大を目指す会社です。引き続きアグリ社は、譲渡先の会社及び同社グループ内における、地方創生の中核事業の一つとして、今後も発展を目指すこととなります。

当社は、「中期ビジョン2025」の目標に掲げております「総合エネルギー事業会社への変革」に向かって、事業構造と経営資源配分の見直し、コア事業向けの資金調達等を含め、着実な一歩を踏み出しております。今後はセグメント間の連携を一層強化し、引き続きグループ一丸となって総合エネルギー会社への変革に取り組んでまいります。

当連結会計年度のセグメント毎の経営環境は以下のとおりです。

再生可能エネルギーを取り巻く環境については、2021年度の事業用太陽光発電のFIT価格が11円（税抜）、2022年度は10円（税抜）となり、250kW以上の設備は、引き続き入札制度適用区分として定められております。また、2022年4月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正され、未稼働案件に対して運転開始期限設定を義務化する失効制度、市場連動型のFIP（Feed-in Premium）制度、源泉徴収的な外部積立を前提とした廃棄費用積立て制度、再生可能エネルギーのポテンシャルを活かす系統増強等が示されました。

再生可能エネルギーの増加に伴い、電力需給バランスの維持及び電力安定供給の必要性から出力抑制が発令されており、当連結会計年度において当社グループが保有する青森県の発電所では通常制御が合計2回、熊本県の発電所では合計9回（前年同期比19回減）となりました。なお、出力制御及び系統の運用の最適化から、オンライン制御事業者が出力制御を実施する代わりに、オフライン制御事業者が対価を支払う、経済的出力制御（オンライン代理制御）が九州電力管轄内で2022年12月から始まりました。それに伴い、当社グループが所有する熊本県の発電所において、制度開始以降継続的にオンライン代理制御が発生しております。

電力市場においては、天候不順や燃料市場の高騰、再エネ電源の増加による既存発電施設の運用コスト増加等により市場価格の変動リスクが高まっております。前連結会計年度から当連結会計年度にかけては、燃料価格が上昇したことから発電コストが上昇し、電力卸売価格が高騰、燃料費調整の上昇や電力小売価格の値上げ等で需要家の負担が増えると同時に、安価での販売による小売電気事業者の収支の悪化、事業撤退が相次ぎました。当連結会計年度は、ウクライナ情勢の悪化などの影響で高騰していた燃料価格が軟調に推移し、高値で推移していた電力卸売価格も2023年の年初より下落傾向にあることもあり、来年度の買いヘッジを目的とした電力取引が増えております。電力卸売価格が大きく変動する中、小売電気事業者や発電事業者の経営においては、電力価格の「リスク管理」の重要性が再認識されており、電力取引のヘッジニーズは高い状態が続くものと考えられます。

商品市場においては、前連結会計年度にウクライナ情勢を受けて大幅高となった原油価格及び貴金属価格は、当連結会計年度に入り、落ち着きを取り戻しやや軟調に推移しておりましたが、2023年3月以降欧米の銀行破綻及び金融システムへの懸念が続いたことにより、金価格は日々最高値を更新することとなりました。引き続きウクライナ情勢、世界的なインフレ傾向・金融政策を注視する必要があると考えます。

電力小売業界では、2021年度後半から2022年度にかけての電力スポット市場の高止まり傾向により、小売電気事業者を取り巻く環境は厳しさを増しております。電力スポット価格の高騰は、スポット市場からの電力調達を余儀なくされる小売電気事業者へ大きな打撃を与えており、2022年度においては、当該事業から撤退または倒産する企業や、新規契約の受付停止をする企業が相次ぎました。上昇する燃料費と電力料金の消費者の負担感が高まってきており、国は2023年1月から価格激変緩和事業として電気料金とガス料金の一部を補助金で負担する制度を開始しています。また冬の電力需給のひっ迫に備え、2022年12月～2023年3月に「節電ポイント」制度等を設ける小売事業者を通じて、国や自治体が節電特典を支給する対策を実行しました。

このような市場環境等のもと、当連結会計年度における経営成績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2022年3月期 連結会計年度	2023年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)	増減の主要因ほか
営業収益	12,769	11,774	△995	△7.8	①電力取引関連事業 (△1,865) (注) 2 ②再生可能エネルギー関連事業 (+7) ③小売事業 (+734) ④ディーリング事業 (+113) ⑤アセット・マネジメント事業 (+22)
営業費用	12,241	12,525	283	2.3	電力仕入の増加 (+121)
営業利益又は 営業損失	527	△750	△1,278	—	
経常利益又は 経常損失	324	△857	△1,182	—	①投資有価証券売却益 (+30) ②持分法による投資損失の減少 (+79)
特別利益	21	613	592	2,753.3	①当社保有のPPAM社全株式を譲渡 したことによる特別利益 (+575) ②補助金収入(+20)
特別損失	11	125	113	965.5	①投資有価証券の減損 (+101) ②固定資産圧縮損 (+20)
税金等調整前 当期純利益又は 税金等調整前 当期純損失	334	△369	△703	—	
法人税等合計 (注) 1	206	△21	△228	—	
非支配株主に帰属する 当期純利益	1	10	9	794.9	
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失	127	△357	△485	—	

- (注) 1. 「法人税等合計」には、「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を含みます。
2. 当連結会計年度の営業収益における電力取引関連事業に係る減少の要因については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況 (2) 電力取引関連事業をご参照ください。

セグメント毎の経営成績及び取り組み状況は次のとおりです。

セグメント利益：ディーリング事業はセグメント利益。

セグメント損失：小売事業とアセット・マネジメント事業のセグメント損失は、前年同期間比減少。

再生可能エネルギー関連事業のセグメント損失は、前年同期間比増加。

電力取引関連事業は、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況 (2) 電力取引関連事業によりセグメント損失。

(単位：百万円)

		2022年3月期 連結会計年度	2023年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)
再生可能エネルギー関連事業	営業収益	635	671	36	5.7
	セグメント損益	△11	△12	△1	－
電力取引関連事業(注)3	営業収益	11,502	9,823	△1,679	△14.6
	セグメント損益	875	△537	△1,412	－
小 売 事 業	営業収益	391	1,122	731	186.8
	セグメント損益	△234	△196	37	－
アセット・マネジメント事業	営業収益	148	170	22	14.9
	セグメント損益	△159	△45	113	－
デ ィ ー リ ン グ 事 業	営業収益	343	457	113	33.1
	セグメント損益	△45	33	79	－
そ の 他 (注)1	営業収益	23	14	△8	△37.7
	セグメント損益	△19	△7	11	－
調 整 額	営業収益	△275	△485	△210	－
	セグメント損益	△81	△92	△11	－
当期連結計算書類計上額	営業収益	12,769	11,774	△995	△7.8
	セグメント損益	324	△857	△1,182	－

- (注) 1. 「その他」は、地方創生事業など、現時点で事業セグメント化されていない事業を示しています。
2. セグメント損益は、当連結会計年度の経常損失と調整を行っており、連結会社間の内部取引消去等の調整額が含まれております。各事業に帰属する特別利益及び特別損失は含んでおりません。
3. 当連結会計年度の電力取引関連事業の営業収益減少の要因については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況(2)電力取引関連事業をご参照ください。

(1) 再生可能エネルギー関連事業

当事業は主に当社及びアストマックスえびの地熱株式会社（以下、「えびの地熱社」という。）が推進しております。再生可能エネルギーを取り巻く環境は前述のとおりですが、当社は当事業を通じて、更なる再生可能エネルギーの導入及び拡大に寄与する方針であり、2030年までに最大年間66,000トン（太陽光発電100MW相当）のCO2削減を目指しております。現時点においては、以下のとおり、継続的に再生可能エネルギー発電所の開発、取得、発電及び電気の供給（発電事業）、維持・運営管理（O&M事業）を行っております。また、前述の経営環境にあるとおり、足元のエネルギー価格の高騰等を受け、PPA（需要家と発電事業者が長期間の電力購入契約（Power Purchase Agreement）を締結することで、初期投資不要で太陽光設備等を導入利用できるもの。）を中心とした自家消費モデルは今後も拡大していくと考えられ、当社も企業や自治体への展開に積極的に取り組んでおります。

<太陽光発電事業>

当事業が従事した完工済みの案件は合計31.4MWであり、今後着工する案件は以下の①のとおり、1か所、2.1MWになります。

再エネ特措法の改正、競合他社の参入、優良案件の減少等、案件確保が容易ではない事業環境が引き続き想定されます。当事業では、長年に亘り培ってきた再生可能エネルギーに係るノウハウとネットワークに加え、小売事業と連携を取りながら潜在顧客の発掘とアプローチを行い、固定価格買取制度に頼らない、非FIT太陽光発電設備を用いたPPAの展開を中心に取り組んでおります。また、並行して固定価格買取制度上のセカンダリー市場（完成した発電所の売買市場）での案件確保、保有している既存発電設備について譲渡を行うこと等を含め、事業ポートフォリオの一部入替を検討する等、期間利益を確保しつつ、FITモデルから非FITまたはFIPモデルへの転換により、事業採算性の向上に取り組んでおります。

自社開発（建設中）：

- ① 栃木県大田原市 出力規模：約2.1MW 2024年5月完工予定
稼働後は当社が維持・運営管理（O&M事業）を行います。

自社開発（運転開始）：

当連結会計年度に運転開始した案件はありません。

セカンダリー市場：

新たな案件についても精査を行っております。

ポートフォリオの入替：

当連結会計年度に入替を実施した案件はありません。

維持・運営管理（O&M事業）：

当社が開発に携わった案件等16か所、合計29.5MWの太陽光発電所の維持・運営管理（O&M事業）を行っております。後述のコーポレートPPA案件も順次締結予定です。

なお、2023年3月に当社グループが所有する栃木県の発電所において、ケーブルの一部盗難が発生いたしました。復旧工事及び復旧に要する費用及び本休業に伴う休業補償について、今後保険金の請求を行う予定です。

コーポレートPPA事業：

当社は北海道山越郡長万部町と包括連携協定を締結し、「持続可能な街づくりと脱炭素化・再生可能エネルギー推進を同時実現することを目的とした事業」を協同で推進しており、本案件は当連結会計年度に運転開始しております。その他、民間企業との案件が順次運転開始する予定となっております。

<地熱発電事業等>

当事業では、ベースロード電源である地熱を利用した発電事業の取り組みも進めております。

宮崎県えびの市尾八重野地域では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」（以下、「助成事業」という。）の採択を受け、2MW規模の地熱発電の事業化を目指して、2016～2018年度に3本の調査井掘削を完了し、1号調査井及び3号調査井については自噴を確認、2号調査井については熱水資源の還元ゾーンとしての十分な能力を確認してまいりました。

この結果を受け、当社は、事業規模の計画拡大及び、最大49%までの範囲による第三者からの事業参画をより容易にすることを目的として、2019年5月に、新設分割により設立したえびの地熱社に、宮崎県えびの市における地熱開発事業の全てを承継させました。2020年3月には大和エナジー・インフラ株式会社とえびの地熱社との間で、事業収益の10%を分配する匿名組合契約を締結いたしました。匿名組合出資と損益分配の開始は発電所の運転開始時となります。

その後、えびの地熱社では、2019年度助成事業として掘削した4号調査井についても自噴を確認しており、これまでの調査結果から計画規模を4.8MWに拡大し、発電所建設のための検討を進めております。また2021年3月には、JFEエンジニアリング株式会社とえびの地熱社との間で、事業損益の10%を分配する匿名組合契約を締結し、合計2回の匿名組合出資を受けました。損益分配の開始は発電所の運転開始時となります。

なお、当初計画の2MW分については、発電設備等を電力系統に連系するための工事費負担金契約を九州電力株式会社との間で締結しており、2026年度の運転開始を予定しております。一方、計画規模拡大後の連系枠については、現行制度においては空き容量が無い状態が続いておりますが、2023年4月1日よりローカル系統におけるノンファーム型接続の受付が開始されるなど、系統利用の在り方については制度変更を含め様々な議論が進められているため、今後の動向を確認しながら引き続き系統確保に向けて、取り組んでまいります。

再生可能エネルギー関連事業では、出力抑制が前年同期間に比べて大幅に減少したことや、発電効率向上のためパネル洗浄を実施したこと等から営業収益は前年同期間比増加いたしました。地熱開発を含む発電所の開発に係るコスト（建設コストを賄うための銀行借入に対する諸手数料や金利負担等）を負担しているほか、今年度より源泉徴収的な外部積立を前提とした廃棄費用積立で制度が始まったことによる負担の増加、保険料の増加、さらに新機能開発部門で準備を進めている系統用蓄電池発電にかかる事業のコスト負担増等により営業費用も前年同期間比増加しました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は671百万円（前年同期間比36百万円（5.7%）の増加）、12百万円のセグメント損失（前年同期間は11百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 電力取引関連事業

当事業は、当社が推進し、小売電気事業者への電力取引の提供、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。

電力取引については、顧客の電力調達及びヘッジニーズに対応し、電力現物先渡取引、デリバティブ取引である電力スワップ取引、電力先物取引に取り組んでおります。電力取引の増加及び多様化に伴うリスク管理の重要性が高まっていることに鑑み、当社グループでは、リスク管理体制の強化も推進し、変動率が高い相場展開の中、リスクを適切に抑制しながら取引を実行しております。

当連結会計年度においては、夏場に高騰していた電力卸売価格も燃料価格の軟調な地合いを受けて下落、年初以降、冬場及び来年度の小売電気事業者からの取引ニーズが増加いたしました。しかしながら電力卸売価格の水準は全般的に高く推移したことから、取引量は前年同期間比減少いたしました。小売電気事業者の事業継続に向けた電力調達及び価格リスクヘッジから電力取引のニーズは引き続き高く、価格が落ち着いてきている中、取引量は増加するものと考えております。

業務代行サービスについては、既存顧客へ安定したサービスの提供をしながら、引き続き新規取引先を増やすべく、電力取引のリスク管理コンサルティング等新メニューを加え顧客ニーズにあったきめ細かいサービスの提案を行っております。自治体、企業ともに電力を自社の電源を活用、調達する動きが増えており、当連結会計年度においては、新規サービス提供先を4件獲得しましたが、前述のとおり小売電気事業者の事業縮小、撤退の影響を受け、3件の取引先でサービス提供が終了となりました。

また、当社がコンサルタントとして開発に携わっている、日鉄ソリューションズ株式会社の電力リスク管理システム「エネファロス」の販売は、今年度から開始いたしました。

なお、当連結会計年度の電力取引関連事業の営業収益減少は以下の理由によるものです。

当連結会計年度末を越えて受渡しが行われる電力現物先渡取引は時価評価の対象ではありませんが、当該取引をヘッジする目的で行う電力先物取引はデリバティブ取引として時価評価の対象となります。電力先物取引のうち、一部取引所では取引所の規定によって3カ月以上の期間のポジションは期末が近付いた段階で決済され、より短い期間の新たなポジションに分割されます。これに伴う決済損失75百万円（純額）と、当連結会計年度末を越えて限月を迎える電力先物取引の時価評価損158百万円（純額）は、当連結会計年度末を越えて受渡しが行われる電力現物先渡取引と同一の会計期間に認識されないため、当連結会計年度の営業収益を押し下げ、電力取引関連事業のセグメント損失を増加させる要因となっております。一方、同様の理由で、当連結会計年度に受渡しが行われる電力現物先渡取引をヘッジする目的で行われた電力先物取引に係る前連結会計年度に認識された決済利益344百万円（純額）及び時価評価益82百万円（純額）は当連結会計年度の営業収益を押し下げ、電力取引関連事業のセグメント損失を増加させる要因となっております。

以上の結果、電力取引関連事業の当連結会計年度の営業収益は9,823百万円（前年同期比1,679百万円（14.6%）の減少）となり、セグメント損失は537百万円（前年同期間は875百万円のセグメント利益）となりました。

(3) 小売事業

当事業は、当社及びアストマックス・エネルギー株式会社（以下「AEKK社」）が推進しております。

当社は特別高圧・高圧市場の顧客へ電力販売を行い、AEKK社では個人を中心とする低圧市場の顧客へ電力とガスの販売を行っております。

<電力小売事業>

AEKK社では前連結会計年度に、固定料金の基本プランとして4つのプランのラインナップを揃え、また実質再生可能エネルギーによる電力を100%供給する「プラス・グリーン」を各基本プランにトッピングできるサービスを開始いたしました。

一方、前述の事業環境のとおり、小売電気事業者から撤退する企業や倒産する企業が続出している中、電力会社の切替えを希望する顧客も多く、顧客を増加させる好機であるものの、現在の市場状況下での新規顧客獲得は電力調達コストが高騰していることから逆ザヤによる採算悪化となるため、プランを限定して新規顧客獲得を行わざるを得ない状況となっております。AEKK社でも、2022年4月より基本プランの新規受付を停止し、2022年6月には既存顧客に対する基本プランの料金改定を発表しました。

このような状況の中AEKK社では、市場連動型プランでありながら市場価格と固定価格を自由に組み合わせることができる新プラン「フリープラン」の提供を2022年4月から開始いたしました。本プランは、特に太陽光発電や蓄電システムを導入し、家庭内のエネルギーマネジメントに興味のある顧客に適した、他社との差別化ができる当社独自の商品となっております。また、「フリープラン」と連携して自宅の家電をスマートフォン上のアプリでどこからでも制御できるスマートリモコンの機能と、自宅の電力使用量や太陽光発電の発電量を計測・分析できる機能を兼ね備えた「アストHEMS」の開発を終え、一般モニターの募集を2022年10月から開始いたしました。

特別高圧・高圧の電力市場では電力価格の高騰により、2022年度に入ってからみなし小売事業者を含む多くの小売事業者が顧客への供給契約の停止や撤退を進めた結果、電力供給を絶たれた多くの顧客は送配電事業者による最終保障契約に移行いたしました。その結果、送配電事業者は2022年9月より最終保障契約の値上げを発表し、実質的な市場連動型料金に変更しております。こうした動きもあり、特別高圧・高圧電力では市場連動型料金体系が従来に比べ一般的になってきた市場環境の下、2022年夏季より当社は特別高圧・高圧向けフリープランの営業に注力してまいりました。その結果、同プランの優位性が認知され、撤退する事業者の顧客引受や媒介店からの流入を中心とした新規顧客が急増いたしました。今後もサービスの拡充と知名度の向上に努め、早期の黒字化を目指して取り組んでまいります。

<ガス小売事業>

2021年1月より、AEKK社は当社のガス小売り取次店として、既存の電力顧客に対し電気とガスのセット販売を行っておりましたが、2022年10月以降は、AEKK社は当社の業務提携関係である株式会社グローバルエンジニアリングのガス小売り取次店として電気とガスのセット販売を継続しております。ガス小売取次営業の新規顧客推移は横ばいとなっておりますが、これは前述した当社特別高圧・高圧電力の営業が好調に推移していることから、当社経営資源を高圧電力営業に大きく配分していることに起因しております。

獲得した特別高圧・高圧の顧客への電力供給開始時期は2023年1月以降より徐々に本格化していることから、当連結会計年度における特別高圧・高圧事業の収益寄与は限定的でした。

以上の結果、小売事業の当連結会計年度の営業収益は1,122百万円（前年同期間比731百万円（186.8%）の増加）となり、196百万円のセグメント損失（前年同期間は234百万円のセグメント損失）となりました。

(4) アセット・マネジメント事業

当事業は、当社とAFM社が推進し、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担う他、2020年3月から開始したファンドの運用業務も継続しております。2022年10月には、学校法人東京理科大学が支援する新たな再生可能エネルギーファンドの受託を開始しました。この新たな再生可能エネルギーファンドにおいては、当社の「中期ビジョン2025」でも重点課題となっている「地域の地産地消のための再エネ導入」を、産官学連携の力も活用して計ってまいります。AFM社が営業者として運用しているファンドは順調に運用資産を増加させており、当セグメントの営業収益に計上する運用報酬額は前年同期間比増加しております。

なお、冒頭に記載しましたとおり、当社は保有していたPPAM社の全株式を2022年8月にAM-One社に譲渡し575百万円の特別利益を計上しましたが、当社のセグメント損益は経常損益にて計算されていることから、当該特別利益はアセット・マネジメント事業のセグメント損益には反映しておりません。一方、2022年4～7月までのPPAM社の持分法による投資損失73百万円は営業外費用としてアセット・マネジメント事業のセグメント損益に含んで表示しております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は170百万円（前年同期間比22百万円（14.9%）の増加、持分法適用関連会社のPPAM社の営業収益は含まず）となり、45百万円のセグメント損失（前年同期間は159百万円のセグメント損失）となりました。

(5) ディーリング事業

当事業は、当社が推進し、OSE、TOCOM、CME、ICE、INE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

当連結会計年度における原油市場の動きは、上期はウクライナ情勢等を受け高値で推移していましたが、下期は原油需要の減少懸念などから軟調な推移が続きました。上期に軟調に推移していた貴金属の価格は、下期は金融引き締め減速期待などから上昇しました。裁定取引の機会は、特にプラチナの取引が国内外取引所の値差の動きが激しい中、安定してプラスに貢献し、金や原油市場でも総じてコンスタントに裁定取引機会がありました。

また、AIを活用した分析やトレーディングシステムを開発し、為替やプラチナ等の取引において実稼働しております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は457百万円（前年同期間比113百万円（33.1%）の増加）、セグメント利益は33百万円（前年同期間は45百万円のセグメント損失）となりました。

当事業では、今後も引き続き経費節減に努めると同時に、ディーリング資金の効率的な運用を行い引き続き収益力の強化を目指してまいります。

(6) 新機能開発部門

2021年4月に設置した「新機能開発部門」は、当社が推進する総合エネルギー事業の様々な領域において、当部門が中心となって各事業部門との連携を図り、DXの推進や新しいビジネスモデルを組み立てていくことを業務目的としております。AI活用による需給管理や、発電／供給サイドの事業と販売／需要サイドの事業のアグリゲート（集約化）及び、双方のマッチングによる新たなサービスを展開すること等、独自性の高いビジネスフィールドを考えてまいります。

当連結会計年度においても、AI等を活用した電力の需要予測や太陽光発電出力予測等の需給管理、リスク管理の高度化に取り組んでおります。業務代行サービスを提供している既存顧客の電力需要予測及び太陽光発電出力予測に関して、AIによる予測精度向上を確認し、順次、自動システム化に取り組んでおり、電力需要予測及び家庭における太陽光発電の余剰売電予測のAIを活用したシステムは電力取引関連事業にて実稼働しております。今後は更なる精度向上を図りつつ適用社数を増加させていく計画です。

また、再生可能エネルギーのアグリゲート事業に必要な太陽光発電出力予測及び九州等のエリア全体の再生可能エネルギー発電出力予測や需要予測及びJEPX価格予測等、顧客の新しいニーズに対応したAI化にも取り組んでおります。

さらに、電力需給調整や再エネ価値向上等に資する系統用蓄電池（発電所併設型含む）による蓄電事業開発については、再生可能エネルギー関連事業と連携を取りながら候補地の選定等に積極的に取り組んでおります。

(7) その他（地方創生）

当事業は報告セグメントとして独立しておりませんが、事業の状況について説明いたします。

2017年11月に設立されたアグリ社は、北海道長万部町における「長万部町と東京理科大学との地方創生に係る包括的連携協定」を背景に、内閣府の助成を受けた産官学連携の「地方創生事業」の担い手として設立され、これまで先端技術を活用した先進的アグリビジネスの推進や、「働きがいのある」雇用の創出等に取り組んでまいりました。しかしながら冒頭に記載しましたとおり、当社は保有していたアグリ社の株式77.27%のうち、67.27%を2022年12月27日付で譲渡し、アグリ社は当連結会計年度において当社の連結対象から除外されました。さらに5%を2023年1月に譲渡した結果、当社の持株比率は5%となりました。

上記、セグメント利益又は損失は当該連結会計年度の経常利益と調整を行っており、セグメント間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等につきましては、コーポレートPPA事業として推進している太陽光発電設備等に対する投資（総額104百万円）等を行っております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の持続的拡大を図るために、以下の課題に取り組んでまいります。

(優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

(1) 新たな事業への挑戦と事業モデルの構築

当社グループは、祖業のアセット・マネジメント事業、ディーリング事業に加え、そのノウハウを活かし2012年度以降、再生可能エネルギー関連事業や電力取引関連事業を展開しております。2021年3月期には既存ビジネスをさらに拡充するために小売事業（電力・ガス）を立ち上げましたが、今後も社会の変化のスピードに遅れることなく、社会的要請及び時代の方向性に即するために、一歩先の動きを見据えた事業展開をさらに進めていく必要があると考えております。

これを実現するために、当社は、2021年11月に、2022年3月期から2025年3月期までを対象期間とする中期ビジョン「事業の深化と進化」を策定いたしました。2022年9月に創業30周年を迎えた当社グループは、本中期ビジョンにおける3年半を第2の創業期と捉え、総合エネルギー事業会社への変革を加速化させ、会社の飛躍的な成長を図ってまいります。

本中期ビジョンに掲げた優先して取り組む事項は以下の6項目です。

1. 『電力利用の新しい日常』を創造
2. 電気は『つくって、ためて、賢く使う』時代を先取り
3. 蓄電池を活用した事業・ビジネスの拡大
4. 地域電力設立の支援強化（地域脱炭素化の支援）
5. 小売電気事業者様向けマネジメントサービス提供型ビジネスの一層の拡大
6. ファンド等を活用した資金調達による再生可能エネルギーや蓄電池など脱炭素（カーボンニュートラル）社会に向けたインフラ投資の推進
（なお、6.については2024年3月期の期首より、事業環境に鑑み「優先して取り組む事項」から除外いたしました。）

これらの取り組みを推進するにあたり、所有する資産から収益を得るアセット型事業から電力に係る需給管理やリスク管理等各種マネジメントやオペレーションにより収益を得るノンアセット型の事業により重心を移していくことを指向しております。とりわけ、蓄電池については、脱炭素社会に向けて急速に拡大する再生可能エネルギーを効果的に活用するために重要な分野と認識しており、2021年2月より大型蓄電池を用いたエネルギーマネジメントサービスの提供を開始しております。

これらマネジメント／オペレーションサービスの確立及び継続的発展のためには、現行の電力関連事業（再生可能エネルギー関連、電力取引関連、小売）で培いつつあるノウハウはもとより、これまでディーリング事業で培ってきたトレーディングや各種マネジメント等に係るノウハウや、アセット・マネジメント事業で培ってきたアセットオーナーとのコミュニケーション、新規事業投資等に係るノウハウを最大限活用するとともに、資金調達手段の多様化を図り、より一層のAIの活用等によるDXの推進や、人的資本投資の拡充に取り組んでいくことが必要であると考えております。

なお、2025年3月期における定量的目標として、連結営業収益：200億円以上、税金等調整前当期純利益：7億円以上、1株当たり純資産額：500円以上の3つを設定しております。

(2) 事業規模の拡大

当社グループは、当社グループのエネルギー事業に係る事業領域を、電力サプライチェーン全体に広げ、より機能的なサービスの提供と収益機会の開拓を図ることを目的に、2020年より小売事業（電力・ガス）に参入しております。当社グループが「総合エネルギー事業」を目指す過程においては、小売電気事業の環境変化により、2022年夏以降、小売電気事業の「特別高圧・高圧」の当社の顧客契約数は増加傾向にあります。電力販売量の増加は電力仕入の増加へと繋がり、顧客数の増加は新たな顧客向けサービスのビジネスチャンスとなる等、当社グループの他の事業にも好影響を及ぼします。引き続き新規顧客の獲得と既存顧客の維持管理を並行して行い、事業規模の拡大を図ってまいります。

(3) 株主資本の充実と持続的な収益力の確保

総合エネルギー事業をコアとし、金融及び市場取引分野において蓄積したノウハウを活用しつつ、事業展開を進めている当社グループにとって、事業規模の拡大と今後の新しい事業モデルを構築するためには、株主資本を充実させ企業体力を強化させることと持続的な収益力を確保していくことが最も重要な課題であります。事業展開の優先度を重視し、各セグメントに対する経営資源配分の最適化を図り、事業目標の進捗管理の強化と資金効率をさらに向上させることが必要であると考えています。人財育成等を含め、人的資源の一層の活用を通じて収益力の向上に取り組んでまいります。

また、企業体力を強化するためには収益力の向上に加え、継続的に経費構造を見直し経費率の改善も同時に進めることも重要であると考えており、引き続きコスト削減を徹底してまいります。

(4) 効率的かつ機動力のある体制の構築とリスク管理の高度化

上記の目標達成のためには、適材適所の人材配置と業務効率の向上を実現させる組織運営が必要であると考えております。特にDXを推進する上では、システム人材の拡充が課題であると認識しており、外部登用や社内の人材活用も含め積極的に取り組んでまいります。

さらに、市場取引に係るリスク、信用リスク、流動性リスクに加え、セキュリティリスク、自然災害発生及び感染症拡大等に伴う事業継続に係るリスク等、当社グループの事業を取り巻くリスクは、今後、従来想定していない新たなカテゴリーのものも発生しうると考えられます。こうした事業を取り巻くリスクを迅速かつ的確に管理することの重要性を明確に認識し、不測の事態に備えたリスク管理体制の一層の強化に努めてまいります。

(5) サステナビリティに関する考え方及び取組

当社グループは、環境・社会・経済という3つの観点において、持続可能な状態の実現に貢献するため、長期的に良好な企業活動を維持し続けることを、サステナビリティ経営として捉えております。

当社は、この経営方針を推進するため、代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、気候変動や人的資本を始めとした重要課題や基本方針を特定・定義のうえ、そのリスク管理状況等について、同委員会より取締役会に報告を行う体制を構築・強化してまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

(1) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、「持続可能な開発目標 (SDGs)」や国のエネルギー基本計画に鑑み、2030年までに最大年間66,000トン (太陽光発電100MW相当) のCO₂削減を目指しております。

本事業を取り巻く環境としては、再エネ特措法の改正、競合他社の参入、優良案件の減少等、案件確保が容易ではない状況が引き続き継続することが想定されます。こうした環境下、当社は、長年に亘り培ってきた再生可能エネルギーに係るノウハウとネットワークの力を活用して、今後は固定価格買取制度に頼らない、非FIT太陽光発電設備を用いたPPAの展開を中心に取り組んでまいります。また、併行して固定価格買取制度上のセカンダリー市場 (完成した発電所の売買市場) での案件確保、保有している既存発電設備について譲渡を行うこと等を含め、事業ポートフォリオの一部入替を検討する等、期間利益を確保し、FITモデルから非FITまたはFIPモデルへの転換を図りながら、事業採算性の向上に取り組んでまいります。

その一方で、全国的に太陽光発電設備が増加したことにより九州地方において春や秋等電力をあまり必要としない時期に出力抑制が課される事態が増加してきており、2022年4月に入ってから従来出力抑制が実施されていなかった他のエリアにおいても出力抑制が課せられております。また、2022年12月からは九州地方において経済的出力抑制の制度もスタートしております。当社グループはこれまで以上に出力抑制が実施される可能性を十分に認識し、業務効率化や経費見直し等を行ってまいります。

地熱発電事業については長期に亘る事業ではありますが、既に宮崎県において調査井4本の掘削が完了し、そのうち3ヵ所において自噴を確認し事業化に向けて着実な前進を示しました。地熱発電事業は太陽光発電に比べリスクが高いことは認識しておりますが、再生可能エネルギー関連事業の新たな中核の一つとなるよう、潜在的なリスク検証も含め、パートナー企業とともに取り組みを加速・拡大させてまいります。なお、当初計画の2MW分については、発電設備等を電力系統に連系するための工事費負担金契約を九州電力株式会社との間で締結しており、2026年度の運転開始を予定しております。一方、計画規模拡大後の連系枠については、電源接続案件一括検討プロセス (系統連系希望者の間で、系統容量の増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続) が、2021年12月に不成立のまま完了となりました。系統利用の在り方については様々な議論が進められており、ルールの見直しを含めた変更の可能性があるため、今後の動向を確認しながら引き続き系統確保に向けて、取り組んでまいります。

(2) 電力取引関連事業における収益力強化

電力取引関連事業においては小売電気事業者向けの業務代行の受注に加え、顧客の多様な電力調達ニーズに対応するため電力の仕入・販売に注力してきた結果、着実に当社の収益基盤として成長してきております。しかしながら、事業をとりまく環境は2021年1月の電力需給ひっ迫に加え、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻等によりエネルギー価格が高騰し、電力の仕入価格が販売価格を上回る状況が断続的に発生する等、当社の重要顧客である小売電気事業者にとっては厳しい事業環境となりました。当社といたしましては、AIを用いた電力の需要予測等質の高いサービスと独自のネットワークを武器として引き続き安定した顧客基盤の拡充を図り、一層の収益力の拡大と事業基盤の強化を目指してまいります。

(3) 小売事業の事業基盤の確立

当社グループは小売電気事業者を有するAEKK社を2020年4月に買収し、2022年3月期から小売電気事業を積極的に展開しております。しかしながら、前述のとおり、小売電気事業者を取り巻く環境は厳しい状況に変化しており、AEKK社も事業計画の見直しを行っております。このような状況の中、2022年4月から販売を開始した低圧顧客向けの電力プラン「フリープラン」は、電力の価格を変動料金と固定料金を組み合わせ、カスタムメイドな電気プランを実現できるプランであり、特に太陽光発電や蓄電システムを導入し、家庭内のエネルギーマネジメントに関心のある顧客に適しております。フリープランとともに家庭の家電制御とデマンドレスポンスへの対応を可能とするデバイスのモニターサービスも2022年冬から開始しており、これらを組み合わせることで、小売事業の付加価値を高めていきたいと考えております。

高圧及び特別高圧の法人顧客に対しては、大手電力会社が引き受けを停止し、電力プランが実質的に市場連動に切り替わることがアナウンスされたこともあり、当社の「フリープラン」に対する比較優位性があらためて認識され、2022年夏以降顧客数が増加しております。さらなる顧客の獲得に加え、コーポレートPPAや蓄電池等を小売事業にも複合的に活用し、質の高いサービスを提供してまいりたいと考えております。

(4) アセット・マネジメント事業の収益基盤の拡充

当事業を主として推進しているAFM社では、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担い、投資金額の順調な積み上げを継続しております。運用対象が拡大するに伴い、この運用業務を適切に行うとともに、ベンチャーキャピタルファンドについては、投資先企業の成長にも寄与できるよう、引き続き努力を継続してまいります。

なお、当社グループのアセット・マネジメント事業を主として担っていたPPAM社は、2度の株式譲渡を経て2020年3月期より当社の持分法適用関連会社となって以降、税引後当期純損益のうち当社の持分49.9%相当を営業外損失としてアセット・マネジメント事業のセグメント損益に反映しておりましたが、2022年8月に残る全株式を譲渡したことに伴い、持分法適用関連会社から除外されました。

(5) ディーリング事業の一層の効率化

ディーリング事業は、ここ数年にわたり、取引対象の拡大や取引インフラを整備し収益源の多様化と収益力の拡大を目指してまいりました。当事業は市場環境に左右される側面があり、現状の取引対象市場における市場規模は従来に比べ縮小してきている事実は否めない一方、取引にかかるコストは海外を中心に年々上昇していることから、引き続き管理部門の業務効率化やコストコントロールを積極的に行ってまいります。2020年度には原油と石油製品を除く商品先物が東京商品取引所から日本取引所グループ傘下の大阪取引所に移され、総合取引所が発足しましたが、期待した程の参加者の増加は未だ見受けられないものの、当社グループの得意とするリスク管理手法を用いて収益の最大化、利益率及び資本効率の向上を目指して事業展開を行ってまいります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延を受けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は約3年となり収束の目途も立ってきましたが、その間、業務システム導入等によるIT化やデジタル化を進めた結果、ニューノーマルな生活や勤務体制が一般化しました。在宅勤務の利便性が確認できたと共に、リアルな時間や場所を共有できないことに伴う弊害についてもあらためて認識しつつ、アフターコロナの時代において、ハイブリッドな勤務体制を維持しつつ、当社の全てのステークホルダーにとっての最適解を導くべく、今後も様々な施策にトライしてまいります。

また、今後起こりうる別種のウイルス等による感染拡大や自然災害に対しての想定も必要になってくると考えております。

(7) コンプライアンスの徹底

上場企業として、再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業、小売事業、アセット・マネジメント事業を展開している当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めるとともに、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、研修を行う等継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図ってまいります。

(8) セキュリティ対策

当社グループでは、事業別に業務上の全てのデータにアクセス権を設定するだけでなく、情報にアクセスする場所やデバイスにおいても制限を施すことで、情報漏洩のリスクを低減させる取り組みを行っております。

その上で、役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、役職員全員を対象としたサイバー攻撃に関する訓練や研修を定期的実施しております。

今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

(9) IRの充実

当社グループの事業は複数で構成されているため、既存株主様や投資家からそれぞれの事業が分かり難いとのことをご意見をいただいております。IRについては、月次開示（当社グループが保有する発電所の売電状況）、四半期決算の補足説明資料開示、年に2回のオンライン決算説明会、年次の株主通信の充実や、各種適時開示等にて、事業全体の関連性及び状態をより分かり易く可視化に努めております。今後もIRの一層の充実に取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

	第8期 2020年3月期	第9期 2021年3月期	第10期 2022年3月期	第11期 (当連結会計年度) 2023年3月期
営業収益 (千円)	11,932,445	12,280,315	12,769,372	11,774,210
経常利益 (△ 損失) (千円)	△185,353	95,719	324,874	△857,746
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△ 損失) (千円)	243,898	121,135	127,185	△357,822
1株当たり 当期純利益 (△ 損失) (円)	18.65	9.47	9.90	△27.77
総資産 (千円)	13,526,584	11,923,018	13,121,761	12,942,272
純資産 (千円)	5,699,463	6,073,651	6,170,904	5,763,358

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第10期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
アストマックスえびの地熱株式会社	10,000千円	100%	地下資源開発及び地熱開発事業
アストマックス・エネルギー株式会社	3,000千円	100%	小売事業

- (注) 1. 2022年7月29日付にてアストマックス・エナジー・サービス株式会社は清算結了いたしました。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。
電力取引関連事業	小売電気事業者をサポートするために、電力取引の提供、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。
小売事業	当社は特高・高圧市場の顧客への電力販売を行っております。また、個人を中心とする低圧市場の顧客への電力販売及びガス販売を、AEKK社を通じて行っております。
アセット・マネジメント事業	AFM社を営業者として、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの運営業務等を行っております。
ディーリング事業	国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

8. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
-----	--------------------

(2) 子会社

アストマックスえびの地熱株式会社	宮崎県えびの市
アストマックス・エネルギー株式会社	東京都品川区

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
55名	△3名	41.49歳	7.93年

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 高 知 銀 行	1,791百万円
株 式 会 社 栃 木 銀 行	149百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	145百万円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	100百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 13,160,300株（自己株式261,362株を含む。）
3. 当期末株主数 4,186名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100株	17.52%
有限会社啓尚企画	1,172,000株	9.09%
牛嶋英揚	665,609株	5.16%
山本純也	387,700株	3.01%
白木信一郎	370,000株	2.87%
小幡健太郎	323,636株	2.51%
山本美江	270,800株	2.10%
小倉啓満	206,900株	1.60%
楽天証券株式会社	185,000株	1.43%
稲垣博之	180,000株	1.40%

(注) 1. 当社は、自己株式261,362株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に交付する譲渡制限付株式報酬であります。その報酬の総額は「IV 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。また、当社は、対象取締役との間で次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しております。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社外取締役を除く)	26,820株	2名

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛 嶋 英 揚	執行役員 くまもとんソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長 アストマックスえびの地熱株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	本 多 弘 明	執行役員
取 締 役	橋 本 昌 司	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー GMOリサーチ株式会社 社外取締役 東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員 大幸薬品株式会社 社外取締役
取 締 役	溝 淵 寛 明	—
常勤監査役	森 田 孝 彦	—
監 査 役	小 坂 義 人	株式会社オキサイド 社外監査役 信越化学工業株式会社 社外監査役 飛悠税理士法人 代表社員 株式会社ABCash Technologies 非常勤監査役
監 査 役	細 川 健	行政書士オフィス細川 代表行政書士 大和証券ファシリティーズ株式会社 監査役 スカイファーム株式会社 社外監査役
監 査 役	久 武 昌 人	千葉工業大学 主席研究員

- (注) 1. 取締役 橋本昌司、溝淵寛明の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 森田孝彦、小坂義人、細川健、久武昌人の4氏は社外監査役であります。
 3. 取締役 橋本昌司、溝淵寛明及び監査役 森田孝彦、小坂義人、細川健、久武昌人の6氏は株式会社東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2023年3月31日現在)

役 名	氏 名	担当
執行役員	小 幡 健太郎	投資事業部門 部門長
執行役員	嶋 崎 晃	電力・ガス小売事業部門 部門長
執行役員	西 潟 しのぶ	経営管理部門 部門長
執行役員	西 尾 亮	市場営業部門 部門長 業務部門 部門長
執行役員	森 川 健太郎	再生可能エネルギー関連事業部門 部門長

2. 責任限定契約の内容の概要

当会社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役については金3百万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役については金2百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、次のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2013年6月26日の株主総会にて年間報酬限度額の総額を定めており、取締役の報酬の総額の限度額は200百万円である。取締役報酬の総額は、報酬限度額の範囲で各事業年度後の経営内容、期間利益、事業計画の進捗状況等を踏まえて決定することを基本方針とする。各個人への配分については、役位を基とした額をベースに、経営及び業績への貢献度・責任等を考慮した額を支給することとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、導入していない。

非金銭報酬等は、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日に開催された当社定時株主総会において、報酬限度額の範囲で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議した。その総額は、年額20百万円以内である。各取締役（社外取締役を除く。）への具体的な配分については、取締役会において決定する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬とは別に固定報酬の10%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として支給するものとする。

⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として払込期日に支給する。

(2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の総額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は200百万円以内）と決議いただいております。また、社外取締役を除く各取締役に対しては、2020年6月25日開催の定時株主総会において、前述の報酬の総額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、その総額は、年額200百万円以内であります。2013年6月26日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）で、2020年6月25日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の報酬の総額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に際しては、年複数回開催する指名・報酬諮問委員会において、取締役報酬額の妥当性、算定方法、取締役個人の成果及び具体的な取締役報酬額に関する審議を行い、決定内容を取締役会に答申し、答申を受けた取締役会が、審議の上、総額を決定することとしております。

当事業年度における各取締役の個人別の報酬額は、当社の経営全般を担当する社長執行役員である代表取締役社長 本多弘明が、2022年6月28日開催の取締役会において委任を受け決定しております。当該委任をした理由は、経営内容を踏まえ、取締役個人の成果について評価を行うには社長執行役員である代表取締役社長が最も適していると判断するためです。なお、当該各取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、前述の指名・報酬諮問委員会における審議内容を踏まえております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77 (8)	70 (8)	—	7	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (16)	16 (16)	—	—	5 (5)

(注) 非金銭報酬等として取締役に株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「Ⅱ 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

5. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 橋本昌司氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のパートナー、GMOリサーチ株式会社の社外取締役、東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会の外部委員及び大幸薬品株式会社の社外取締役を兼職しております。当社は、橋本氏の兼職先である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から、橋本氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。橋本氏が兼職しているGMOリサーチ株式会社、東急不動産リート・マネジメント株式会社及び大幸薬品株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

取締役 溝淵寛明氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

監査役 森田孝彦氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

監査役 小坂義人氏は、株式会社オキサイドの社外監査役、信越化学工業株式会社の社外監査役、飛悠税理士法人の社員及び株式会社ABCash Technologiesの非常勤監査役を兼職しております。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 細川健氏は、行政書士オフィス細川の代表行政書士、大和証券ファシリティーズ株式会社の監査役及びスカイファーム株式会社の社外監査役を兼職しております。細川氏が兼職している行政書士オフィス細川、大和証券ファシリティーズ株式会社及びスカイファーム株式会社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役 久武昌人氏は、千葉工業大学の主席研究員を兼職しております。久武氏が兼職している千葉工業大学と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	橋本昌司	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として弁護士としての専門的見地に基づき、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、そのほか、指名・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的立場から取締役の選解任及び報酬額決定のプロセスに関与することで、当社のコーポレート・ガバナンス体制に寄与いただいております。
社外取締役	溝渕寛明	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として他社で培われた再生可能エネルギー分野等の深い識見、経営者としての見識をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、そのほか、業務を執行する取締役及び各担当執行役員との面談等を通じ、他社で培われた経営者としての見識をもとに、当社事業全般に関して広くアドバイスを行っていただいております。
社外監査役	森田孝彦	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、他社で会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験や、独立事業主として業務改善等のコンサルティング業務に従事してきた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	小坂義人	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。 そのほか、指名・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的立場から取締役の選解任及び報酬額決定のプロセスに関与することで、当社のコーポレート・ガバナンス体制に寄与いただいております。
社外監査役	細川健	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として他社で培われた金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、17回中17回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	久武昌人	社外監査役就任後に開催された取締役会には、11回中11回出席し、主として環境、経済、エネルギー等の分野に関する行政における豊富な経験と、幅広い見識を活かした発言を行っております。 また、社外監査役就任後に開催された監査役会には、12回中12回出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 36 百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 36 百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えており、剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処に、期末配当を年1回行うことを基本方針としております。

しかしながら、電力価格をヘッジするための先物取引の増加や電力価格の変動率の高まり等を背景に、翌連結会計年度以降の電力現物先渡取引をヘッジするための電力先物取引の損益が、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損益に与える影響が大きい状況となっております。

具体的には、「I 企業集団の現況に関する事項、1. 事業の経過及びその成果(2) 電力取引関連事業」に記載のとおり、当連結会計年度においては、合計661百万円の営業収益を押し下げる要因の影響を受けております。

このため、当連結会計年度より、これらの取引の実情を考慮し、より安定的な配当を実施することを目的として、ヘッジ目的で行われる電力先物取引による損益影響額661百万円を親会社株主に帰属する当期純損失に加算した金額を基準とし、その30%を目途とした剰余金の配当を分配可能額の範囲内で行うことといたしました。

当期につきましては、当該方針に従い、利益剰余金を原資として、1株当たり7円00銭の期末配当を実施いたします。

なお、特定の株主からの取得以外の自己の株式取得、欠損填補の範囲内の準備金減少、剰余金の処分については、当社の財務状況等を勘案し、必要に応じて適宜、対応を検討してまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率その他は四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[6,577,038]	【流動負債】	[2,111,934]
現金及び預金	2,934,750	営業未払金	188,872
営業未収入金	791,133	短期借入金	63,982
リース債権	294,361	1年内返済予定の長期借入金	249,082
商品及び製品	27,776	1年内償還予定の社債	40,000
差入保証金	2,135,147	自己先物取引差金	174,876
自己先物取引差金	181,573	未払金	60,723
その他	219,783	1年内返済予定の預り保証金	776,587
貸倒引当金	△7,487	未払費用	24,992
【固定資産】	[6,359,843]	未払法人税等	3,706
(有形固定資産)	(5,581,023)	賞与引当金	30,587
建物及び構築物	224,635	インセンティブ給引当金	29,412
機械及び装置	2,239,743	訴訟損失引当金	23,000
車両運搬具	550	その他	446,112
器具及び備品	11,413	【固定負債】	[5,066,979]
土地	454,323	社債	1,110,000
建設仮勘定	2,650,356	長期借入金	1,937,014
(無形固定資産)	(41,408)	繰延税金負債	47,644
その他	41,408	修繕引当金	105,091
(投資その他の資産)	(737,412)	製品保証引当金	1,851
投資有価証券	633,553	資産除去債務	260,484
出資金	35,980	長期預り金	1,493,341
長期差入保証金	61,818	その他	111,550
その他	6,060	負債合計	7,178,914
【繰延資産】	[5,390]	純資産の部	
開業費	35	【株主資本】	[5,209,072]
社債発行費	5,355	資本金	2,013,545
		資本剰余金	2,909,241
		利益剰余金	366,437
		自己株式	△80,151
		【その他の包括利益累計額】	[△7,201]
		その他有価証券評価差額金	△7,201
		【非支配株主持分】	[561,487]
		純資産合計	5,763,358
資産合計	12,942,272	負債純資産合計	12,942,272

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		11,774,210
再生可能エネルギー関連事業収益	570,185	
電力取引関連事業収益	9,444,763	
小売事業収益	1,116,818	
アセット・マネジメント事業収益	170,416	
ディーリング事業収益	457,504	
その他の営業収益	14,523	
営 業 費 用		12,525,141
営 業 損 失		△750,930
営 業 外 収 益		35,548
受取保険金	26	
補助金	1,928	
投資有価証券売却益	30,572	
その他の	3,021	
営 業 外 費 用		142,363
支持分法による利息	53,975	
その他の投資損失	76,017	
その他の	12,370	
経 常 損 失		△857,746
特 別 利 益		613,576
投資有価証券売却益	575,632	
国庫補助	20,384	
その他の	17,559	
特 別 損 失		125,181
投資有価証券評価損	101,466	
固定資産除却損	2,093	
固定資産圧縮損	20,384	
子会社株式売却損	1,237	
税金等調整前当期純損失		△369,351
法人税、住民税及び事業税	2,798	
法人税等調整額	△24,744	
当 期 純 損 失		△347,405
非支配株主に帰属する当期純利益		10,417
親会社株主に帰属する当期純損失		△357,822

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[5,518,244]	【流動負債】	[1,711,515]
現金及び預金	2,001,166	営業未払金	188,468
営業未収入金	630,411	短期借入金	63,982
関係会社営業未収入金	116,238	1年内返済予定の長期借入金	59,836
リース債権	294,361	1年内償還予定の社債	40,000
前渡金	1,771	自己先物取引差金	174,876
前払費用	41,517	未払金	94,300
未収還付法人税等	70,788	未払費用	16,208
差入保証金	2,135,147	未払法人税等	419
自己先物取引差金	181,573	前受金	203,046
商品及び製品	27,776	賞与引当金	29,497
関係会社未収入金	1,694	インセンティブ給引当金	29,412
関係会社未収収益	7,484	預り金	33,074
その他	8,312	関係会社営業未払金	266
【固定資産】	[2,903,315]	関係会社未払金	729
(有形固定資産)	(913,670)	1年内返済予定の預り保証金	776,587
建物及び構築物	54,439	その他	810
機械及び装置	58,951	【固定負債】	[1,548,353]
車両運搬具	550	社債	1,110,000
器具及び備品	11,413	長期借入金	185,822
土地	454,529	長期前受金	12,468
建設仮勘定	333,785	繰延税金負債	30,807
(無形固定資産)	(10,589)	修繕引当金	105,091
電話加入権	439	製品保証引当金	1,851
ソフトウェア	10,071	長期預り保証金	80,806
その他	78	資産除去債務	3,245
(投資その他の資産)	(1,979,055)	その他	18,260
投資有価証券	316,941	負債合計	3,259,868
関係会社出資金	1,338,088	純資産の部	
関係会社株式	222,515	【株主資本】	[5,174,248]
出資金	35,866	資本金	2,013,545
長期差入保証金	60,001	資本剰余金	1,958,977
関係会社長期貸付金	310,000	資本準備金	1,013,545
長期前払費用	5,642	その他資本剰余金	945,431
関係会社貸倒引倒金	△310,000	利益剰余金	1,281,877
【繰延資産】	[5,355]	その他利益剰余金	1,281,877
社債発行費	5,355	繰越利益剰余金	1,281,877
		自己株式	△80,151
		【評価・換算差額等】	[△7,201]
		その他有価証券評価差額金	△7,201
資産合計	8,426,915	純資産合計	5,167,046
		負債純資産合計	8,426,915

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		11,298,079
再生可能エネルギー関連事業収益	363,542	
電力取引関連事業収益	9,823,223	
小売事業収益	603,993	
アセット・マネジメント事業収益	36,876	
ディーリング事業収益	457,504	
業務受託収入	12,940	
営 業 費 用		11,932,001
営 業 損 失		△633,921
営 業 外 収 益		34,948
受取利息	2,527	
投資有価証券売却益	29,664	
その他	2,756	
営 業 外 費 用		39,288
支払利息	10,733	
社債利息	16,876	
為替差損	446	
その他	11,231	
経 常 損 失		△638,261
特 別 利 益		159,308
関係会社株式売却益	152,876	
その他	6,431	
特 別 損 失		161,259
投資有価証券評価損	101,466	
関係会社貸倒引当金繰入額	51,398	
関係会社貸倒損失	8,394	
税引前当期純損失		△640,212
法人税、住民税及び事業税	△2,037	
法人税等調整額	△15,038	△17,075
当 期 純 損 失		△623,137

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アストマックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アストマックス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（計算書類及びその附属明細書の監査結果、連結計算書類の監査結果）

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席（オンライン参加を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席（オンライン参加を含む）するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月21日

アストマックス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 田 孝 彦 ㊞

監 査 役 小 坂 義 人 ㊞

監 査 役 細 川 健 ㊞

監 査 役 久 武 昌 人 ㊞

(注) 常勤監査役森田孝彦及び監査役小坂義人、監査役細川健、監査役久武昌人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

※会社法施行規則第132条及び会社計算規則第132条に定める各通知期限に従い、2通の監査報告書を作成しております。

監査役会の監査報告書（事業報告等の監査結果）

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席（オンライン参加を含む）し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席（オンライン参加を含む）するほか、子会社の取締役及び用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

2023年5月24日

アストマックス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 田 孝 彦 ㊞

監 査 役 小 坂 義 人 ㊞

監 査 役 細 川 健 ㊞

監 査 役 久 武 昌 人 ㊞

(注) 常勤監査役森田孝彦及び監査役小坂義人、監査役細川健、監査役久武昌人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

※会社法施行規則第132条及び会社計算規則第132条に定める各通知期限に従い、2通の監査報告書を作成しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋 Room 11



[会場への交通機関]

日本橋駅 (銀座線、東西線、浅草線)	B 6 出口直結
三越前駅 (半蔵門線、銀座線)	B 6 出口より徒歩 3分
東京駅 (JR線)	八重洲北口より徒歩 6分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。